

令和4年度第2回

小金井市都市計画審議会会議録

令和4年度第2回 小金井市都市計画審議会会議録

- 日 時 令和4年8月12日（金曜日）午後1時30分～午後3時40分
- 場 所 小金井市役所本庁舎 第一会議室
- 案 件 1 小金井都市計画生産緑地地区の変更について（付議）
2 特定生産緑地の指定について（諮問）
3 小金井市都市計画マスタープラン（案）について（諮問）

出席委員 17名

会 長	8番	宇於崎 勝也			
委 員	1番	高橋 金一	2番	沖浦 あつし	
	3番	白井 亨	4番	邊見 隆士	
	5番	金子 秀之	6番	古畑 俊男	
	7番	鈴木 則幸	9番	遠藤 百合子	
	10番	安田 けいこ	11番	片山 かおる	
	13番	五十嵐 京子	14番	土屋 丈	
	15番	羽根 知秀	17番	宮下 誠	
		(代理 田中交通課長)			
	18番	水上 洋志	19番	飯泉 和久	

欠席委員 2名

12番	林 博志	16番	本間 紀行
-----	------	-----	-------

傍聴者 2名

出席説明員

市 長	西岡 真一郎		
都市整備部長	若藤 実	都市計画課長	田部井 一嘉
環境政策課長	岩佐 健一郎	農業委員会事務局長	高橋 啓之

事務局職員出席者

都市計画課都市計画係長	片上昌芳	都市計画課都市計画係専任主査	佐藤知一
環境政策課緑と公園係長	小林勢	環境政策課緑と公園係主任	井上英里
都市計画課都市計画係主事	西牧真衣	都市計画課都市計画係主事	川本滋裕

【都市計画課長】 皆さん、こんにちは。それでは、定刻になりましたので、令和4年度第2回小金井市都市計画審議会を開会いたします。本日は、御多忙中のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。

初めに、委員の出席状況について御報告申し上げます。審議会委員19名中17名の御出席をいただいております。小金井市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、半数以上の出席を得ておりますので、会議は成立していることを御報告申し上げます。

また、林委員、本間委員につきましては、本日、御都合により欠席されるとの御連絡をいただいております。また、羽根委員も御都合により御欠席でございますが、本日は代理で交通課長の田中様が御出席されております。申し遅れましたが、私は事務局を担当しております都市計画課長の田部井です。よろしくお願いいたします。

本題に入る前に何点か説明させていただきます。まず、会議についてですが、会議録作成のため、発言の際にはお名前を名のっていただいております。また、お車でいらしている方で、まだ駐車券をお持ちの方はいらっしゃいますでしょうか。

次に、座席についてですが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、間隔を空けるようにしております。マスクの着用と併せて御協力をお願いいたします。また、お車でいらしている方で、まだ駐車券をお持ちの方はいらっしゃいますでしょうか。

(駐車券回収)

【都市計画課長】 それでは、本日の資料を確認させていただきます。

皆様の席に配付しております令和4年度第2回小金井市都市計画審議会次第、A4が1枚、案件(1)の参考資料、A4左ホチキス止めが1部、資料3-1の差し替え、93ページ、94ページのA4が1枚、事前に送付いたしております資料1小金井都市計画生産緑地地区の変更について(付議)が1部、資料2特定生産緑地の指定について(諮問)が1式、資料3小金井市都市計画マスタープラン(案)について(諮問)が1式。お手数をおかけしますが、本日配付している資料、93ページ、94ページの差し替えをお願いします。資料の不足等がございましたら、お申し出いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、市長の西岡より御挨拶申し上げます。

【西岡市長】 皆様、こんにちは。小金井市長の西岡真一郎でございます。

本日は、大変お忙しい中、令和4年度第2回小金井市都市計画審議会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。着座にて発言をさせていただきます。小金井市都市計画審議

会委員の皆様方におかれましては、日頃より小金井市の都市計画行政に御理解、御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。都市計画審議会では、各分野の専門家の皆様方に都市計画に関する様々な事項を御審議いただいているところでございます。

本日は、小金井都市計画生産緑地地区の変更について、特定生産緑地の指定について及び小金井市都市計画マスタープラン（案）についての御審議をお願いいたします。案件の内容につきましては、これから担当より説明いたしますので、御審議のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。今後とも小金井市の都市計画行政に御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。本日は御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【都市計画課長】 ありがとうございます。それでは、次第に沿って進めさせていただきます。次第2 案件付議・諮問でございます。本日、御審議いただきます案件、付議1件、諮問2件を市長の西岡から読み上げさせていただきます。

【西岡市長】 小金井市都市計画審議会会長、宇於崎勝也様。

小金井市都市計画審議会条例第1条の規定により、次の事項について審議会に付議・諮問いたします。

小金井都市計画生産緑地地区の変更について（付議）。

特定生産緑地の指定について（諮問）。

小金井市都市計画マスタープラン（案）について（諮問）。

以上、御審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【宇於崎会長】 承りました。

【都市計画課長】 ここで、市長の西岡は公務のため退席させていただきます。

それでは、付議・諮問が終了しましたので、ここからは宇於崎会長に審議会の進行をお願いいたします。

【宇於崎会長】 それでは、ただいまから令和4年度第2回小金井市都市計画審議会の議事を進めさせていただきます。本日御審議いただく案件は、付議1件、諮問2件でございます。案件（1）は小金井都市計画生産緑地地区の変更について、案件（2）は特定生産緑地の指定について、案件（3）は小金井市都市計画マスタープラン（案）についてでございます。本日はやや案件が多くて長時間になりますので、案件（1）、（2）が終了しました後、一旦休憩を挟んで、その後、案件（3）という審議にしたいと思っております。また、審議は1件ごとに行い、当審議会における決を採りたいと思っておりますが、いかがでし

ようか。

(異議なしの声あり)

【宇於崎会長】 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。
まず、案件（１）小金井都市計画生産緑地地区の変更について、事務局より説明をお願いいたします。

【都市整備部長】 それでは、小金井都市計画生産緑地地区の変更について、パワーポイントにより説明をさせていただきます。約２０分ほど、お時間をいただきたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

今回の変更は生産緑地地区の追加及び削除でございます。案件の説明に先立ちまして、毎年、御説明をしておりますが、生産緑地地区制度の概要を説明させていただきます。その後、個別箇所の説明をさせていただきます。まず、生産緑地地区制度についてでございます。

これまでの市街化区域内の農地等は２つの性格を有しており、１つ目は、住宅地供給促進のための素地としての性格、２つ目は、良好な都市環境の形成や生鮮野菜の供給等としての貴重な緑地、オープンスペースとしての性格でございます。こうした基本的な考え方から、平成３年に生産緑地法が一部改正され、総合的な住宅地供給施策として、農地等所有者は保全すべき農地等、または宅地化する農地等の 選択を行いました。

保全する農地等については計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るために、市が生産緑地地区として指定することにより、３０年間にわたり保全が図られるものでございます。したがって、農地は宅地化すべきものとしての前提があり、その中で保全すべきものを指定するという位置づけでありました。

ここで、平成２９年６月の生産緑地法の改正について説明をさせていただきます。まず、背景として、近年の食の安全への意識の高まりや防災意識の向上など、都市農地を取り巻く環境の変化を受け、良好な都市環境形成のためには都市農業の安定的な継続と都市農業の有する機能の適切で十分な発揮が不可欠との理由から、平成２７年４月に都市農業振興基本法が制定され、農地の位置づけが、これまでの宅地化すべきものから都市にあるべきものへと大きく転換されました。このことから、都市農地を計画的に保全・活用していくために都市緑地法等と併せて生産緑地法が改正されました。

なお、この改正により、特定生産緑地制度が創設されました。そちらにつきましては、案件（２）で詳細をお伝えしたいと思います。

続きまして、生産緑地地区指定の仕組みでございます。生産緑地地区の指定基準は、農地等所有者、その他関係権利者全員の同意を条件に、良好な生活環境形成に相当の効用があり、公園等の公共施設などの敷地に供する土地として適していること、面積が300㎡以上の一団の農地等であること、現に農業等の用に供されており、その継続が可能な農地等であることなどが主な要件になっております。生産緑地地区の指定をされますと、市街化区域内農地等としての土地利用が都市計画上明確化されます。そして、農地等として管理することが義務づけられ、建築物などの新築、増築、宅地造成などの土地利用が大きく制限されています。このことを行為制限といいます。一方、税制上の優遇措置が受けられ、固定資産税及び都市計画税が農地課税になります。

次に、買取申出制度についてでございます。生産緑地地区の指定を解除できる条件としては、生産緑地地区に指定されて30年経過したとき、または農業等の主たる従事者の死亡により、農業等の継続が不可能となったときなどであり、市長に対して、生産緑地を時価で買取るように申出ることになっております。市長は買取申出を受けた後、1か月以内にその生産緑地を買い取るか買い取らないかを所有者に通知します。買取らない場合は、農業委員会を通じて他の営農者等へのあっせんに努めますが、申出日から3か月以内にあっせんが成立せず、所有権の移転が行われなかったときには、この時点で生産緑地法上の行為制限が解除され、宅地等としての取扱いができる状況となります。

これから説明いたします小金井都市計画生産緑地地区の変更における削除地区につきましても、買取申出から3か月以上経過していることから、生産緑地法上の行為制限が既に解除されており、現状では建築物が建っている案件がございます。

次に、生産緑地の追加指定について、説明させていただきます。小金井市都市計画マスタープランの施策の一つとして、生産緑地の追加指定などによる農地の確保を掲げております。その実現の方法の一つとして、農地の営農行為が持つ緑地としての機能を重視し、継続的な営農が約束される農地等を生産緑地に追加するなど、生産緑地の指定方針及び指定基準を定めております。追加指定の手続は、農業委員会と連絡調整を行い、農地等の認定の意見を得て内容を審査し、必要があるものについて都市計画審議会に諮り、都市計画の決定をするものでございます。

それでは、本日の案件であります小金井都市計画生産緑地地区の変更について説明をさせていただきます。今回の変更は12件でございます。この内訳は、市の指定方針及び指定基準に基づき追加するものが2件、令和3年1月1日から令和3年12月31日まで

の生産緑地法第10条に基づく買取申出による削除が9件、生産緑地法第8条第4項に基づく公共施設等の設置に係る行為の通知による削除が1件の合計12件でございます。

面積でございますが、現在の生産緑地地区の面積約56.76ヘクタール、200件を、約54.60ヘクタール、197件に変更するもので、約2.16ヘクタール減とするものでございます。

次に、変更を行う位置及び面積でございます。全12件のうち地区の一部を追加するものが番号72、205の2件でございます。続きまして、地区の一部を削除するものが番号5、24、41、63、107、147、270の7件でございます。続きまして、地区の全部を削除するものが番号56、99、264の3件でございます。

続きまして、精査についてでございます。精査とは、都市計画の変更には当たらないが、既指定地区の変更に伴い、その面積の精査を行った結果、位置及び区域は変更せず、面積表示のみの増減を行う必要がある場合でございます。今年度は、平成4年から平成6年までに指定された生産緑地地区について、特定生産緑地の指定に伴い、地積測量図や登記簿謄本により正確な面積を把握することができたため、これまで生産緑地地区として指定されていた面積の精査を行っております。精査については、資料の新旧対照表の摘要欄に精査面積を記載してございます。

図面は変更箇所12か所の位置を示した総括図でございます。お手元の資料では、A3の計画図の1枚目からの説明になります。

初めに、東町二丁目地内でございます。まず、番号5でございます。生産緑地法第10条に基づく買取申出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約6,480㎡で、地区の一部約5,600㎡を削除し、さらに精査により10㎡の減により、全体として約870㎡にするものでございます。買取申出日は令和3年12月28日、制限解除日は令和4年3月28日でございます。

続きまして、番号264でございます。買取申出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約1,010㎡で、地区の全部を削除するものでございます。買取申出日は令和3年12月28日、制限解除日は令和4年3月28日でございます。

番号5の削除地区を北側から見た7月下旬時点の現地の状況です。

番号264の削除地区を南西側から見た7月下旬時点の現地の状況です。

続いて、東町四丁目地内でございます。番号24でございます。買取申出に伴う行為

制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約800㎡で、地区の一部、約490㎡を削除し、全体として約310㎡にするものでございます。買取申出日は令和3年5月31日、制限解除日は令和3年8月31日でございます。

番号24の削除地区を西側から見た7月下旬時点の現地の状況です。

続いて、梶野町四丁目地内でございます。番号56でございます。買取申出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約1,110㎡で、地区の全部を削除するものでございます。買取申出日は令和3年3月30日、制限解除日は令和3年6月30日でございます。

番号56の削除地区を南東側から見た7月下旬時点の現地の状況です。

続いて、梶野町三丁目地内と関野町一丁目地内でございます。まず、番号41でございます。買取申出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約1,360㎡で、地区の一部、約800㎡を削除し、さらに精査による10㎡の増により、全体として約570㎡にするものでございます。買取申出日は令和3年8月3日、制限解除日は令和3年11月3日でございます。

次に、番号63番でございます。生産緑地法第8条第4項に基づく公共施設等の設置の通知に伴う行為制限の解除によるものでございます。公共施設等の定義については、公園、学校、病院等の施設であり、本件は小金井公園の整備事業に伴うものであります。変更前の一団の面積が約2万5,510㎡で、約1万590㎡を削除し、さらに、区域に変更のない精査により720㎡が削除となり、全体として約1万4,200㎡とするものでございます。小金井公園用地として、東京都が買収してございます。

番号41の削除地区を北側から見た7月下旬時点の現地の状況です。

番号63の削除地区を通路から南側と北側を見た7月下旬時点の現地の状況です。

続いて、緑町一丁目地内と緑町五丁目地内でございます。まず、番号72でございませぬ。市の指定方針及び指定基準に基づき追加するものでございます。変更前の一団の面積が約1万1,180㎡で、青色の敷地でございます。南側、緑色の部分、約290㎡を追加し、さらに精査による270㎡の減により、全体として約1万1,200㎡にするものでございます。

続きまして、番号99でございます。買取申出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約500㎡で、地区の全部を削除するものでございます。買取申出日は令和3年9月28日、制限解除日は令和3年12月28日でございます。

番号72の追加地区を南西側から見た7月下旬時点の現地の状況です。緑の枠で囲われた範囲が追加される場所になります。

番号99の削除地区を西側から見た7月下旬時点の現地の状況です。

続きまして、中町一丁目地内でございます。番号107でございます。買取申出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約1,640㎡で、東側と北側の一部、約1,170㎡を削除し、さらに精査による50㎡の減により、全体として約420㎡にするものでございます。買取申出日は令和3年6月10日、制限解除日は令和3年9月10日でございます。

番号107の削除地区を北西側から見た7月下旬時点の現地の状況です。

続きまして、前原町四丁目地内でございます。番号147でございます。買取申出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約3,130㎡で、南側の一部、約1,880㎡を削除し、さらに精査による350㎡の増により、全体として約1,600㎡にするものでございます。買取申出日は令和3年2月22日、制限解除日は令和3年5月22日でございます。

番号147の削除地区を南側から見た7月下旬時点の現地の状況です。

続きまして、貫井北町三丁目地内でございます。番号205でございます。市の指定方針及び指定基準に基づき追加するものでございます。変更前の一団の面積が約5,850㎡で、青色の敷地でございます。北側、緑色の部分、約540㎡を追加し、さらに精査による1,370㎡の減により、全体として約5,020㎡にするものでございます。

番号205の追加地区を東側から見た7月下旬時点の現地の状況です。緑の枠で囲われた範囲が追加される場所になります。

続きまして、梶野町一丁目地内でございます。番号270でございます。買取申出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約750㎡で、西側の一部、約10㎡を削除し、全体として約740㎡にするものでございます。買取申出日は令和3年9月6日、制限解除日は令和3年12月6日でございます。

番号270の削除地区を北側から見た7月下旬時点の現地の状況です。

続きまして、都市計画策定の経緯と今後の予定でございます。東京都との協議については、令和4年6月22日に意見のない旨の協議結果を得てございます。

都市計画法第17条に基づく公告・縦覧につきましては、令和4年7月20日から8月3日までの2週間行いまして、意見書の提出はございませんでした。

本日の都市計画審議会の議を経て、答申をいただき、令和4年10月上旬に変更の告示を行う予定でございます。

最後に、生産緑地地区指定の推移について、概略をグラフにしましたので、ご覧いただきたいと存じます。

平成3年に生産緑地法の一部改正があり、小金井市は平成4年に約84.82ヘクタールを指定し、その後、追加指定及び買取申出等による面積の増減がございまして、今回の変更により約54.60ヘクタールになるものでございます。ピークである平成5年度から、この29年間で約31.84ヘクタール減少しております。説明は以上でございます。ありがとうございました。

【宇於崎会長】 ありがとうございます。それでは質疑に入りたいと思いますが、御意見、御質問ございますでしょうか。遠藤委員、お願いします。

【遠藤委員】 御説明ありがとうございました。これは解除ということで、変更ということなんですけれども、30年経ったということになるかと思うんですけれども、さきの主たる従事者の死亡等ということで、一部、話を聞くとところによると、死亡じゃなくて、要介護状態で、本人が実際に従事することができないということでの解除というふうに聞いているんですね。それぞれ本人が死亡、あるいは死亡に準ずる介護状態であるかということの、それぞれの件数というのは分かりますでしょうか。

【宇於崎会長】 事務局、いかがでしょうか。

【緑と公園係長】 環境政策課緑と公園係長です。今の御質問について、要介護での解除というものはございませんので、主たる従事者の死亡、または公共利用によって解除となっております。以上です。

【遠藤委員】 分かりました。ありがとうございます。

【宇於崎会長】 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。古畑委員。

【古畑委員】 市議会議員の古畑と申します。この生産緑地指定に関しては、説明にもあったとおり、年々減少の一途をたどっているわけなんですけれども、それと同時に、平成29年の法改正によって、将来的に宅地にするべきものというのを、それを抑制した形、その抑止としてあるべきものというような転換も図られているところなんですけれども、これは今回、やはり検証して、買取申請なんかも市に対して出ているんですけれども、実際問題としては、買取に応じられる状況でないこと、私も理解できるところです。

しかし、この生産緑地というのは市民にとっては憩いの場でもありますし、貴重な自

然ですから、僅かながらでも酸素の供給ですとか、これからの時代にとっては、緑地は都市計画区域の市街化区域内であっても守っていくべきだと思っています。

そういうことも踏まえて、将来、この生産緑地のところが宅地化になりますと、市民税ですとか固定資産税というもので、財源的にはアップをするというふうに思うわけなんですけれども、そういう原資をこういう緑に生かすというところ、全体的な一般財源に混ぜ合わせるわけではなくて、生産緑地が減少した分に対する財源の増加分というものを、この緑地に生かすという考え。もちろん上位計画があつて、緑地の保護ですとか在り方というのは、もちろん計画に沿った形であることも理解できますが、もっとマクロ的に考えて、この原資を財源を緑地に生かすという考え方はお持ちなのかということをお聞きさせていただきます。

【宇於崎会長】 難しい質問を。宅地化した場合、税収を緑地を生かすために使えないかという、特定目費みたいな税金だったらですね。お願いします。

【都市整備部長】 貴重な御意見として、まず受け止めさせていただきますけれども、関係する部署がかなり多かつたのと、前回の、例えば、基金のお話だったりとか、そういった御意見もありますので、まずはそういったものを受け止めさせていただいてということで、御答弁させていただきます。

【宇於崎会長】 それでは、どうぞ。

【古畑委員】 事前調整なしに、こんな質問したようなのは、私も思ったのですけれども、一つの提案として受け止めていただければと思っております。

【宇於崎会長】 ありがとうございます。そのほか。白井委員、どうぞ。

【白井委員】 今の古畑さんの質問というか意見に関連するんですが、以前、今の委員長のおっしゃっていただいたのは、基金の創設というのを提案したのかと思います。それで、すぐさまどうこうという対象にはならないと思うんですけれども、行政の考え、やっぱりあると思うんですね。ただ、その検討というのを何しろ始めていただきたいと思っているんですが。現在、多分、こういう話をして1年ぐらいたっていると思うんですけれども、行政内部として、そういった方向の検討自体は、ちゃんとしているのだろうかというのを、聞きたいのが一つです。

あと1点、もう少し細かい話、一応、分からないんで聞いておきたいんですが、さっき報告があつた中で、梶野町のところだったかな。物すごい狭い面積の、何か生産緑地ぐらいの解除があつたと思うんですけれども、どういう経緯でそういうふうになったかを、

気になったので確認しておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【宇於崎会長】 じゃあ、2点お願いします。

【環境政策課長】 環境政策課長です。まず、基金の創設ということで御要望いただいていたと思いますけれども、緑地の保全を推進している所管部署としましては、緑地をどうにか保全したいという思いは持っておりますけれども、公共施設等総合管理計画の基本方針におきましても、行政サービスの水準の確保と財源不足との対応を図るために、総量の抑制に努めることとしておりまして、基金の創設という計画については、今現在はございません。

ただ、所有者の御意向にもよりますけれども、市民農園等に貸借していただけるようであれば、JAですとか農業委員会事務局の方と連携させていただきまして、できる限り緑地の保全に努めていきたいと考えております。

2点目、小さな面積の土地ということで、270のところにつきましては、私有地内の通路として使用するために、主たる従事者の死亡に伴いまして削除するものということで聞いてございます。以上です。

【宇於崎会長】 白井委員。

【白井委員】 2問目は分かりました。1問目の話なんですけれども、これって全く環境政策課における話ではなく、都市計画を併せて、行政全体での大きな枠組みでの市の考え方になると思うんですね。

公共施設等総合管理計画の話をされましたが、別に、例えば、土地を買って公共施設にしろと言っているわけではなく、もっと残すためにどうするかという観点から、場合によって、このペースでいきますと、50年で小金井市の農地はなくなっていくという計算になりますので、大体、年間1ヘクタールなくなっていくわけですから。だから、そうならないように、例えば、市としてバランスを考えて、エリアごとに、これぐらいの農地を必ず残していく、これはもう行政の責任としてやっていくぐらいの話で、全部を残すのは無理ですよ。ただ、やっぱり一定の農地を残していくということは行政の立場をもってやっていくことの長期的な視点って大事じゃないですかという話をしたと思います。

だから、今すぐどうこうじゃないですけども、計画的に今からやっぱり基金を創設して、都市計画課でもいいですけど、環境政策課でもですけど、それで将来的には農地がきれいさっぱりなくなるみたいな、そんな、何も無策で悲惨な状況にならないように考えていただきたいということを申し上げているわけですから。

ちょっと、だからすぐに対策をしますというのは難しいとは思いますが、けど、やっぱり今からでも、考え方を変えないと、場合によっては、今から10年後に、何かしらちょっと動いていくようなことになるかもしれないんですけども、検討しなければ始まらないで、このやり取りをずっと永遠に繰り返すというのはあまりにも無策だと思いますので、そういうことも含めて考えていただきたいというのは、改めて申し上げます。

【宇於崎会長】 課長級とか部長級の庁内の連絡協議会というのがあるんですかね。どうぞ。

【都市計画課長】 白井委員から御意見頂戴しました。都市計画的に基金を創設して、緑を買取っていかないかという御提案につきましては、都市計画マスタープランの全員協議会ですとか都市計画審議会などでも御意見頂戴していたと思います。

大体、意見につきましては、都市計画マスタープランを策定する過程で、当然、企画の部門との御意見を共有させていただいていまして、共有しているという状況でございます。

【宇於崎会長】 継続的に話し合うのができないかということだと思います。

【白井委員】 そうです。

【都市計画課長】 継続的に話し合う場ができないかということにつきましては、また、今日、改めて御提案いただきましたので、関係部署と共有させていただきながら、検討を進めてまいりたいと思います。

【宇於崎会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。沖浦委員。

【沖浦委員】 沖浦でございます。御説明いただきまして、ありがとうございます。

この生産緑地をできるだけ残していくという観点で、質問というか、思い立ったことありまして。

例えば、今回、削除するところじゃない場所でもあるんですけども、例えば、生産緑地の定義というものが生活環境にも効用があるという、そういう部分もありまして、例えば、この生産緑地が道路に面するところであれば、そこを通る方々が、その緑地をいかに親しむかとか、そういう部分というのがあると思うんです。例えば、その間にブロック塀があって、そのブロック塀がぼろぼろになっているとか、そういう部分に関しては、やっぱりそこを通る方にとっては、危ないので、そういう対象にもなったりすると。そういう場合に、いろいろ、そういう声が届いたときに、それは生産緑地を維持していくという範疇の中において、調整とか、相談とか、そういう所有者の方に、そういう話をいろいろ

ろされているのか、そこら辺の実態、事情というのを教えていただければと思います。

【宇於崎会長】 はい、どうぞ。

【都市計画課長】 道路に面している生産緑地の部分にブロック塀が建っていて、それが倒れそうで危険な状態だということで、そのブロック塀をどうするか。その危険な状態を除去することについての御質問ということでよろしいでしょうか。

【沖浦委員】 一応、例を挙げたんですけれども、生活環境の中で、生産緑地というのが、ここにやっぱりあるべきだよねというのも、周りで生活している方も、そういうふうに思っただくというのも必要だと思いますので、それが、例えば、生産緑地のところに、そういう、ブロック塀の話は一つの例なんですけれども、こういう場所危険だよねとか、そういうものがあると、その所有者は多分、負担があると思いますので、何かしら、そういう場合に、この生産緑地の範疇の中で、何かそういうお話というのできるのか、今、ブロック塀だって、ちょっと違いますねという話なのか、そこら辺をちょっとしっかりどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

【宇於崎会長】 はい、どうぞ。

【都市計画課長】 生産緑地を所有している所有者の方が、ブロック塀について安全管理をしなければいけないという状況だと思いますけれども、市のほうでは、部署が別ですけれども、まちづくり推進課で、ブロック塀除去の補助金を出しております。また、環境政策課では生け垣の助成もしております。それは安全対策の面から生け垣を奨励して、助成をするというふうに聞いておりますので、基本的には所有者さんのほうで、そういった助成をお使いいただいて、危険なものであればブロック塀を除去していただいて、生け垣などにさせていただくということは、市で事業として取り組んでおります。以上です。

【都市整備部長】 補足で。今のブロック塀は、あくまでも危険ブロックの関連でのお話なので、アピールするというので、例えば、何も見えないものを透明にするとか、そういったことへの助成の趣旨ではないです。

【宇於崎会長】 生産緑地の所有者さんと、どれぐらいコミュニケーションを取れていますかという御質問かと思うんですけれども、今回、特定生産緑地の話が後ほど出てきますけれども、所有者さんと、密に、話をしたような状況もあるんじゃないかなと思うんですけれども、そういう、どれぐらいの頻度でコミュニケーション取っているかとか、いろいろ、いわゆる苦情みたいなものを受付て、何か対応していくということについてはどうですか。高橋さん。

【農業委員会事務局長】 農業委員会事務局長です。一般論的に、いろんな農地は、宅地と隣接しているのが都市農地の特徴だと思うんですけど、私たちのところ以外のところにも苦情が入るケースもあるんですが、大体のものは、農業委員会を通して、土地の所有者さんとお話をしながら必要な部署につないでいくことが多いかなというふうに感じています。以上です。

【宇於崎会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。ほか、いかがでしょうか。よろしいですかね。これ以上減らないように、何とか無事を祈ってほしいというのが、皆さんの御気持ちかなと思います。

御質疑がないようですので、これで質疑を終了することに御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

【宇於崎会長】 御異議がないということですので、質疑を終了いたします。

それでは、付議案件について、審議会としての決を取りたいと思います。

都市計画審議会条例第7条第3項に会議の議事は、出席した委員及び案件に係る臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。とありますので、採決は挙手により行いたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

【宇於崎会長】 ありがとうございます。それでは、案件(1)小金井都市計画生産緑地地区の変更について(付議)は案のとおり答申することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【宇於崎会長】 ありがとうございます。賛成多数ですので、案のとおり決定いたします。案のとおり可決された旨の答申を審議会として市に出させていただきます。

続きまして、案件(2)特定生産緑地の指定について、また事務局より説明をお願いいたします。

【都市整備部長】 それでは、特定生産緑地の指定について御説明させていただきます。5分弱ほどお時間をいただきたいと思います。

初めに、特定生産緑地制度につきまして、スライドにより説明させていただきます。

生産緑地の多くが平成4年10月に指定されていることから、30年を経過する令和4年10月に生産緑地の買取申出が一斉に可能となります。このような中、令和4年以降

も引き続き生産緑地が保全され都市に緑地が残るよう、平成29年6月に生産緑地法の一部が改正され、特定生産緑地制度が創設されました。

特定生産緑地は、土地所有者等の申請により市町村が指定をする制度で、指定された場合、買取申出が可能になる期日が10年延長され、相続税の納税猶予、固定資産税等の軽減が引き続き受けられるものでございます。10年後は改めて土地所有者等が申請することで、繰り返し指定期限を10年間延長することができます。特定生産緑地の指定告示は令和4年10月までに行い、10月以降に特定生産緑地として効力が発生します。

次に、特定生産緑地に指定しない場合の生産緑地の取扱いについて説明をいたします。行為制限につきましては、令和4年10月以降は買取申出がいつでも可能になりますので、買取申出を行うことで行為制限が解除され、宅地等として利用することが可能となります。

スライド下の税制の部分になります。固定資産税につきましては、耕作を継続し農地として利用していても、申出基準日以降の固定資産税は5年間かけて宅地並み課税となります。相続税納税猶予制度につきましても、現所有者の相続税の納税猶予は継続されますが、申出基準日以降に発生した相続に関しては、次世代の方、相続を受けた方は納税猶予を受けられません。

特定生産緑地指定の流れについて御説明いたします。本市では、平成4年から平成6年にかけて生産緑地に指定した地区を、令和2年から令和4年の3年間で特定生産緑地に指定しております。本日、意見聴取を行うのは令和2年10月1日から令和3年9月末までに指定申請があった生産緑地になります。

続きまして、申請状況について御説明いたします。平成4年から平成6年に指定した生産緑地の現在の面積が令和4年6月末現在約51.7ヘクタールで、令和2年度及び令和3年度に指定申請があった面積が約46ヘクタールでございます。

本年度に意見聴取する面積は約4.3ヘクタールとなり、3か年度分を合わせると約50.3ヘクタールで、約97.3%の生産緑地が特定生産緑地として指定されます。以上で説明を終わります。

【宇於崎会長】 ありがとうございます。今の数字が参考資料の一番下の表に書いてあります。それでは、これより質疑を行います。御意見、御質問ございますでしょうか。白井委員。

【白井委員】 こういう状況はかねてから聞いていまして、高い割合で特定生産緑地へ移行になったという事ですよね、さらに事務局もそうですけれども、農業委員会の皆さ

ん含めて、さらに御尽力されたというふうには聞いております。

その中で、逆に何か新しい、移行するに当たって、課題であったりだとか、そういうものについての何か宿題をもらっているだとか、こういうやり取りする中で、新たに何か見聞きしたようなことであったりとか、なければ別にいいんですけども、ちょっとそういう状況とか、何かございましたら教えていただきたいというのが一点と、あと、この97.3%というのは非常に高いわけだけれども、ほかの地域でも本当に、というか、東京都内、トップではないかという話なんかも聞いておりますが、ほかのまちの状況なんかも、細かい数字は結構なんですけれども、大体概要を教えていただければなと思います。その2点、よろしくお願いします。

【宇於崎会長】 ありがとうございます。2点ありましたけれどもいかがでしょうか。

【環境政策課長】 環境政策課長です。先に2点目からお答えさせていただきます。白井委員、おっしゃっていただきましたように、関係機関ですとか、農業委員の方々に御尽力いただきまして、そのおかげだということで認識してございまして、令和4年の3月末時点で国土交通省がまとめた近隣市の結果になりますけれども、全国的な特定率は、88%、都全体で93%、小金井市では97.5%と、かなり上回った数字になっていまして、近隣の自治体においては、武蔵野市が一番高くて98.1%、続いて本市の97.5%、続いて三鷹市が95%、小平市が94.9%、国分寺市は96.9%、府中市が91.7%となっておりますので、おっしゃっていただいたとおり、近隣市と同様に高い特定生産緑地の指定率というのが現状でございます。2点目は以上です。

【緑と公園係長】 環境政策課緑と公園係長です。1点目の移行するに当たってのやり取りの課題はあったかという御質問ですが、比較的早い段階で申請を受付ておりまして、平成31年1月から実施しまして、武蔵野市に次ぐ早さで申請を受付ておりますので、それほど時間がなかったとか、そういったご要望は特になかったと考えております。次回、令和14年度の更新時は、申請受付を令和11年度頃、始めさせていただいて、スムーズに移行ができるよう進めていきたいと思っております。

【宇於崎会長】 ありがとうございます。

【農業委員会事務局長】 移行については、今、環境政策課緑と公園係長がお答えしたように、準備期間が一定程度取れましたので、所有者の方々の理解を待って、きちんと理解した上で、この制度に乗っかっていただいたというふうに農業委員会事務局としても理解をしております。

ただ、今回こういうことになりまして、それぞれの生産緑地をつぶさに見ていく中で、なかなか管理しきれてないなという生産緑地が、数はそんなに多くなくて、ものすごく少ないんですけども、幾つか散見されるという状況がありますので、その辺についても、農業委員会としてもきちんと管理していただけるように、また、管理がなかなか、御高齢とか、難しいというようなことがあれば、貸借の円滑化法とかもありますので、農地を貸借して、生産性を上げていくという方向で、御案内をしているところでございまして、その辺の制度の理解に向けて進んでおりますので、今後もその方向で、農業委員会としては、生産緑地の有効活用できるように努力してまいりたいというふうに考えております。

【白井委員】 ありがとうございます。

【宇於崎会長】 ほかにいかがでしょうか。高橋委員、お願いします。

【高橋委員】 農業委員会的な世界のお話なんですけれども、今回の指定に関しましては、非常に高い率でうまくいったかなとは思っております。

問題点としては、残っている、これから30年を迎えるところが、対象として残っておりますので、そこに関して、今回のような説明なり何なりをちゃんとしておかないと、農家さんの用地も、うっかりということもあり得ますので、自治体のほうとして、そういう対応と、今回の適用に関しては、JAさんの資産管理部会というところも非常に御努力をしていただいて、このような高い数値が出ましたので、農協のほうにも、私としてはお願いはしてまいりますが、自治体として残っている部分で、これから30年を迎える方々への対応というものも、今回と同じように手厚くしていただければありがたいなと思えます。

【宇於崎会長】 継続して、フォローしなさいということですね。ほかにいかがでしょうか。よろしいですかね。それでは、御質疑がないようですので、質疑を終了することに御異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

【宇於崎会長】 御異議がないようですので、質疑を終了いたします。それでは、案件(2)特定生産緑地の指定について(諮問)は案のとおり答申することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【宇於崎会長】 賛成多数。それでは案のとおり決定いたします。案のとおり可決された旨の答申を審議会として市に出させていただきます。ちょっと模様替えがあるので、

ここで15分ほど休憩を、まだ1時間しかたっていないんですけれども、こっこの都合で、15分ちょっと時間をいただきたいと思います。申し訳ありません。40分に再開します。

(休 憩)

【宇於崎会長】 お待たせいたしました。それでは再開いたします。案件(3)小金井市都市計画マスタープラン(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

【都市整備部長】 それでは、小金井市都市計画マスタープラン(案)について御説明させていただきます。説明は、おおむね30分を予定してございます。駆け足な説明になりますが、宜しくをお願いいたします。

それでは、資料3-1により説明させていただきます。まずは、表紙を1枚おめくりいただきまして、目次をご覧くださいと存じます。構成につきましては、序章 都市計画マスタープラン見直しについて、第1章 都市を取り巻く状況、第2章 全体構想、第3章 地域別構想、第4章 まちづくりの実現に向けて、巻末に資料編となっております。

それでは、1ページ、序章 都市計画マスタープランの見直しについてから説明させていただきます。

初めに、2ページをご覧ください。1 都市計画マスタープランとは小金井市のまちの将来像を示すものであること、次に、2 都市計画マスタープランの位置付けとして上位計画及び本市関連計画と整合を図ることを示してございます。隣の3ページ、3 目標年次として、おおむね20年後の2040年代、また4では策定体制を示しています。市民参加としては、これまで、3000人の市民アンケート、市民協議会を計6回、中学生アンケート及び検討会を各1回、市民説明会を計7回、まちづくりサロン・パネル展示を計4回、パブリックコメントを計2回実施いたしました。また、これら市民参加の結果を、庁内検討委員会と策定委員会に報告し、それぞれ11回の協議を経て本案を策定しました。さらに、全員協議会など市議会への報告・協議を行い、本都市計画審議会では、令和3年3月11日に中間報告案、令和3年12月24日に素案について報告をさせていただき、本日、諮問させていただいてございます。

次に、4ページをご覧ください。5 都市計画マスタープランの構成として、本案の全体構成を示しています。

続きまして、5ページからは、第1章 都市を取り巻く状況でございます。6ページをご覧ください。1 都市の現状として、(1)の位置・地形では、本市の位置、地形の特徴や標高、隣の7ページ、(2)人口・世帯では、推移や町丁目別人口比率、次の8ペ

ージ、(3) 土地利用では、現在の用途地域等の指定状況や土地利用の現況、その隣、9 ページでは、(4) 道路・交通として、都市計画道路の整備状況や公共交通不便地域などを示してございます。次の10ページ、(5) みどり・水・環境共生では、主要なみどりの分布状況、その隣、11ページ、(6) 安全・安心では、緊急輸送道路や防火地域・準防火地域、木造住宅密集地域などを、次の12ページ、(7) 生活環境では、生産緑地地区や風致地区、商店会や商業施設の状況についてお示ししてございます。

隣の13ページでございます。2 上位計画によるまちづくりの方向性として、基本構想および都市計画区域マスタープランによる、将来像および目標など、まちづくりの方向性を示しています。

次に、14ページ、15ページをご覧ください。3 これまでのまちづくりの主な成果と課題として、土地利用、道路・交通、みどり・水・環境共生、安全・安心、生活環境の5つの分野ごとに整理してございます。

次に、16ページ、17ページをご覧ください。4 見直しの視点として、都市の現状、上位計画によるまちづくりの方向性、これまでのまちづくりの主な成果と課題、本市関連計画及びSDGsなどを踏まえ、見直しの視点を整理してございます。

次に、18ページをご覧ください。5 これからのまちづくりに求められるものとして、土地利用など5つの分野ごとに整理をしてございます。

続きまして、19ページからは、第2章 全体構想でございます。まず、20ページ、1の(1) まちづくりのテーマと基本目標として、まちづくりのテーマを、つながる『人・みどり・まち』～暮らしたい 暮らし続けたい 優しさあふれる 小金井～とし、5つの基本目標を示しております。

次に、21ページ、(2) まちづくりの基本的な考え方として、まちづくりのテーマ・基本目標を実現するため、基本的な考え方を示しています。中心市街地では、駅周辺を中心として、にぎわい・活力が生まれるまちづくりの推進、中心市街地以外の地域では、誰もが歩いて暮らせるまちづくりを推進するとともに、公共交通も利用することで各種サービスを利用することができる環境整備の推進、市全域では、自然と都市が調和した良好な住環境が形成され、多様な暮らし方・働き方を支える持続可能なまちづくりを推進とした基本的な考え方をイメージのイラストとともにお示ししてございます。

次に、22ページをご覧ください。2 将来都市構造では、都市空間の骨格を示すため、拠点、軸、ゾーンを主な構成要素とし、将来都市構造を示しています。(1) 拠点で

は、①都市機能の拠点として、中心拠点、副次拠点、地域拠点、行政・福祉総合拠点を位置づけ、②としてみどりの拠点（広域交流拠点）を位置づけています。また、（２）軸では、広域連携軸、地域連携軸、みどりの軸を位置づけ、（３）ゾーンでは、暮らしのゾーン、商業・業務ゾーン、みどりのゾーンを位置づけています。

次の２４ページでは、それぞれ位置づけた、拠点、軸、ゾーンを構成要素とした将来都市構造を示しています。

２５ページになります。３ 分野別方針として、まちづくりのテーマに基づく５つの基本目標を実現するため、５つの分野別方針とSDGsの関連するアイコンを整理して示してございます。

続きまして、２６ページからは、土地利用の方針でございます。２６ページ、２７ページでは、土地利用の方針について、基本目標と目指す将来像を示し、イラストと吹き出しにより方針をイメージしやすいようお示ししています。

土地利用の方針の基本目標は、快適で利便性の高い、暮らしやすさを実感できるまちでございます。

２８ページをご覧ください。（１）拠点の形成では、①中心拠点、武蔵小金井駅周辺における土地利用、②副次拠点、東小金井駅周辺における土地利用、③地域の生活を支える地域拠点における土地利用、④行政・福祉総合拠点周辺における土地利用として、それぞれ方針を示しています。

３０ページをご覧ください。（２）土地利用の誘導では、①住宅系、暮らしのゾーンとして、低層住宅地、中層住宅地、大規模団地について、また、②複合系、暮らしのゾーンとして沿道利用地、住商複合地について、③商業系、商業・業務ゾーンとして商業・業務地について、④自然系、みどりのゾーンでは、魅力ある自然と都市の調和、次の３２ページでは、⑤その他の土地利用として、その他大規模土地利用、庁舎跡地エリア、にぎわいと交流エリア、地区計画制度などの活用、公共施設などの土地利用について方針を示しています。隣の３３ページには土地利用の方針図として方針の具体的な箇所が分かるよう示しています。

続きまして、３４ページからは、道路・交通の方針でございます。３４ページ、３５ページでは、道路・交通の方針について、基本目標と目指す将来像をイラストとともに示しています。

道路・交通の方針の基本目標は、人・モノの円滑な移動を支えるまちでございます。

36ページをご覧ください。(1) 都市構造を支え、人・モノが円滑に移動できる道路網の整備では、①都市計画道路の整備方針として、都市計画道路全般についての考え方を示すとともに、広域幹線道路の整備や幹線道路の整備についての方針を示しています。次に38ページでは、②都道の活用、③生活道路の整備として方針を示しております。また、コラムでは、優先整備路線について記載をしております。

39ページでは、(2) 誰もが安全で快適な、人にやさしい交通環境の整備、①歩行空間の形成、②自転車利用環境の形成として方針を示しています。

40ページをご覧ください。(3) 誰もが円滑に移動でき、持続可能な総合交通体系の構築では、①暮らしを支える公共交通体系の構築、②交通結節機能の充実、③新たな移動手段の検討として方針を示しています。

隣の41ページには道路・交通の方針図として方針の具体的な箇所が分かるようお示ししています。

続きまして、42ページからは、みどり・水・環境共生の方針でございます。42ページ、43ページでは、みどり・水・環境共生の方針について、基本目標と目指す将来像をイラストとともに示しています。

みどり・水・環境共生の方針の基本目標は、次世代に誇れる自然と都市が調和したまちでございます。

44ページをご覧ください。(1) 小金井のみどり・水をいかしたグリーンインフラの推進では、①みどりのネットワークの形成として、市内にあるみどりと水を結び、みどりのネットワークの形成の推進を示すとともに、みどりの拠点、みどりの軸について方針を示しています。また、45ページでは、②みどり・水の保全、③みどりの創出、次の46ページでは、④生物多様性の維持、⑤水循環の保全、⑥親水空間の整備として方針を示しています。

隣の47ページ、(2) 小金井の特徴的な風景・景観の保全と形成では、①風景の保全と形成、②みどりの創出による都市景観の形成、③良好な景観形成、④風景・景観の魅力の発信として方針を示しています。

48ページ、(3) 循環型都市の形成では、①ごみ処理の適正化、②リサイクル材の活用として方針を示しています。

49ページ、(4) 環境共生まちづくりの推進では、①移動における低炭素化、②建築物などにおける低炭素化、③環境と共生する農の推進として方針を示しています。また、

5 1 ページでは、みどり・水・環境共生の方針図を示しています。

続きまして、5 2 ページからは、安全・安心の方針でございます。5 2 ページ、5 3 ページでは、安全・安心の方針について、基本目標と目指す将来像を示しています。

安全・安心の方針の基本目標は、誰もが安全に安心して暮らすことができるまちでございます。

5 4 ページ、(1) 災害に強い市街地の形成では、①防災上の都市基盤の整備推進、②多様な防災拠点などの整備、③環境・防災まちづくりの推進、④情報通信機能の強化、次の5 6 ページでは、⑤風水害への対策、⑥復興まちづくりの事前準備の検討として方針を示しています。

隣の5 7 ページ、(2) 日常生活の安全・安心に向けたまちづくりでは、①防犯機能の強化、②地域による防犯体制の充実、③空家等対策の推進、④地域防災力の強化、⑤ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりとして方針を示しています。

5 8 ページをご覧ください。(3) 都市施設などの適切な維持・管理では、①計画的な都市基盤などの維持管理の推進、②地籍調査の推進として方針を示しています。

5 9 ページには、安全・安心の方針図を示しています。

続きまして、6 0 ページからは、生活環境の方針でございます。6 0 ページ、6 1 ページでは、生活環境の方針について、基本目標と目指す将来像を示しています。

生活環境の方針の基本目標は、一人ひとりの多様な暮らし方・働き方を支えるまちでございます。

6 2 ページ、(1) 地域コミュニティの活性化では、①地域コミュニティ活動及び交流を支援するまちづくりとして方針を示しています。

6 3 ページ、(2) 多様な住環境の形成では、①誰もが暮らしやすい住環境の形成、②魅力ある商店街づくり及び地域の事業・産業振興、③健康まちづくりの推進。次の6 4 ページでは、④行政のDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、⑤歴史・文化をいかしたまちづくりとして、それぞれ方針を示しています。

6 5 ページをご覧ください。(3) 農のあるまちづくりでは、①農地の保全・活用、②都市農業のさらなる魅力の発信として方針を示しています。

次の6 6 ページに、生活環境の方針図を示しています。ここまでが、第2章の全体構想となります。

続きまして、6 7 ページからは、第3章 地域別構想でございます。6 8 ページをご

覧ください。1 地域区分として、本市を武蔵小金井地域、東小金井地域、野川地域の3地域に分け、それぞれの地域別面積や人口をお示ししています。

69ページからは、2として、武蔵小金井地域の方針となります。初めに、(1)では地域の概要を示しています。次の70ページ、(2)地域の現状では、人口の推移と土地利用の現況、土地利用の推移についてお示ししています。隣、71ページ、(3)地域のまちづくりの基本目標では、武蔵小金井地域のまちづくりの基本目標を、多様な都市環境をいかした、にぎわいと交流の輪がひろがるまちとし、目指す将来像とともに、地域の特徴が分かるよう、武蔵小金井地域の断面イラストや起伏のイメージ、地域の生活イメージをお示ししています。

72ページ、ここからは、(4)地域のまちづくりの方針となります。5つの分野の①土地利用では、大きな丸で示してございますが、市街地開発事業などをいかした、歩いて楽しいにぎわいのある拠点の形成、既存の商業機能などをいかした、地域の生活を支える歩いて暮らせる拠点の形成、良好な住宅地の形成、資源物処理施設の区域における土地利用、73ページには庁舎跡地エリアにおける、周辺の市街地と調和したまちづくり、にぎわいと交流エリアにおける、新たな人の流れと交流がうまれるまちづくりとして方針を示しています。

次の②道路・交通では、歩行空間・自転車利用環境の形成、74ページには公共交通不便地域への対応、円滑な移動を支える交通結節点としての機能の充実として方針を示しています。

その下、③になります。みどり・水・環境共生では、みどり・水の保全、みどりの創出、風景・景観の保全と形成、資源物処理施設の整備として方針を示しています。

その下、④になります。安全・安心では、防災上の都市基盤の整備推進、76ページに移りまして、多様な防災拠点としての活用、防災まちづくりの推進、土砂災害警戒区域などへの対策として方針を示しています。

77ページ、⑤生活環境では、大学などと連携したまちづくり、商店街などをいかしたまちづくり、歴史・文化をいかしたまちづくり、農のあるまちづくりとして方針を示しています。

78ページをご覧ください。武蔵小金井地域のまちづくり方針図として方針に関する具体的な箇所を示しております。

続きまして、79ページ、ここからは、3として、東小金井地域の方針となります。

初めに、(1)では地域の概要を示しています。次の80ページには、(2)地域の現状、隣の81ページ、(3)地域のまちづくりの基本目標では、東小金井地域のまちづくりの基本目標を、新たな魅力が創出され、個性と活力があふれるまちとして、目指す将来像とともに、地域の特徴が分かるよう東小金井地域の断面イラストなどを示しています。

82ページをご覧ください。ここからは、(4)地域のまちづくりの方針となります。

①土地利用では、大きな丸、土地区画整理事業などをいかした、にぎわい・活力がうまれる拠点の形成、また、商業地の活性化など地域の生活を支える、歩いて暮らせる拠点の形成、良好な住宅地の形成、にぎわいと交流エリアにおける、新たな人の流れと交流がうまれるまちづくりとして方針を示しています。

83ページ、②道路・交通では、歩行空間・自転車利用環境の形成、公共交通不便地域への対応、地域の多様な移動手段を支える交通結節点としての機能の充実として方針を示しています。

84ページ、③みどり・水・環境共生では、みどりの保全、みどりの創出、ゆとりと潤いが感じられる景観の形成。

その下、④になります。安全・安心では、防災上の都市基盤の整備推進、85ページに多様な防災拠点としての活用、防災まちづくりの推進、土砂災害警戒区域などへの対策として方針を示しています。

その下、⑤になります。生活環境では、大学などと連携したまちづくり、また、86ページに移りまして、商店街及び地域固有の事業・産業をいかしたまちづくり、歴史・文化をいかしたまちづくり、農のあるまちづくりとして方針を示しています。

隣の87ページは、東小金井地域のまちづくり方針図になります。

続きまして、88ページからは、4 野川地域の方針となります。初めに、(1)では、地域の概要、隣の89ページでは、(2)地域の現状について示しています。

続きまして、90ページ、(3)地域のまちづくりの基本目標では、野川地域のまちづくりの基本目標を、自然豊かでのんびりとしたやすらぎがあり、良好な住環境が維持・形成される居心地の良いまちとし、目指す将来像とともに、地域の特徴が分かるよう、野川地域のイラスト等を示しています。

91ページ、ここからは、(4)地域のまちづくりの方針となります。①土地利用では、大きな丸、地域資源をいかした、地域の生活を支える拠点の形成、良好な住宅地の形成、次の②道路・交通では、歩行空間・自転車利用環境の形成、公共交通不便地域への対応、

新たな移動手段の検討として方針を示しています。

92ページ、③みどり・水・環境共生では、みどりの保全、みどりの創出、市街地の緑化による景観の形成、野川クリーンセンターにおける適正処理の推進。

また、93ページ、④安全・安心では、防災上の都市基盤の整備推進、防災まちづくりの推進、土砂災害警戒区域などへの対策、多様な防災拠点としての活用として方針を示しています。

94ページ、⑤生活環境では、大学などと連携したまちづくり、商店街及び小規模店舗をいかしたまちづくり、歴史・文化をいかしたまちづくり、農のあるまちづくりとして方針を示しています。

隣の95ページには、野川地域のまちづくり方針図をお示ししてございます。

続きまして、97ページからは、第4章 まちづくりの実現に向けてでございます。初めに、98ページをご覧ください。1 まちづくりの基本的な進め方として、都市計画マスタープランで示した考え方を踏まえ、各個別計画に基づき事業を推進していくこと、また、都市計画マスタープランが目指すまちの将来像を実現するため、協働によるまちづくりの推進が必要であること、さらに、施策・事業の実施及び定期的な点検・評価を行い、計画的なまちづくりの推進を示しています。

隣の99ページの2 市民参加によるまちづくりでは、(1)として協働によるまちづくりの考え方、また、(2)まちづくりの主体と役割として、①では市民の役割、②では事業者などの役割、③では行政の役割を示しています。

続きまして、100ページ、101ページでは、(3)まちづくりの推進方法として、①まちづくり参加へのきっかけづくり、②まちづくり活動・市民の担い手の育成、③まちづくり制度の活用について示しています。

次に、102ページをご覧ください。3 まちづくりの手法では、(1)土地の合理的な利用を図るためにとりして、用途地域制度について、(2)まちの骨格となる都市施設を整備するためにとりして、都市計画法に基づく都市計画決定について、(3)面的な市街地の改善のためにとりして、市街地再開発事業や土地区画整理事業の手法について示しています。

隣の103ページ、(4)きめ細やかなまちづくりのためには、地区計画制度、建築協定、地区まちづくり計画・テーマ型まちづくりについてお示ししています。

次の104ページでは、(5)適切な開発などを誘導するためにとりして、大規模土地取

引行為、大規模開発事業、指定開発事業についてお示ししています。

隣の105ページでは、4 まちづくり推進体制として、(1) 推進体制の充実、(2) まちづくり職員の育成、(3) 情報発信の充実、(4) 協働の拠点づくりを示しています。

最後、106ページでは、5 計画の進行管理としまして、PDCAサイクルによる全体的な進行管理や施策・事業の点検・評価について示しています。

107ページからは、資料編になります。本案は、策定委員会や庁内検討委員会での協議、多様な市民参加を経て策定していることから、それらの経過や開催結果について整理をして示してございます。内容としては、108ページは策定の経過、109ページからは協議体制、112ページからは市民参加、148ページ以降は用語集としております。

大変駆け足になりましたが、説明は以上でございます。ありがとうございました。

【宇於崎会長】 ありがとうございます。本当に30分かかりましたね。都市計画マスタープラン、これまで2回、この場に出てきて、皆さんからも御意見をいただいたところ。これから20年先を目指して、市が市民と事業者と協力して、こういうことをやっていきますよというようなマニフェストですか、そういう意味合いかと思うんですけども、これにつきまして質疑を行いたいと思います。御意見、御質問のある方、いかがでしょうか。片山委員。

【片山委員】 意見などは出してきておりますので、全体的に整ったところでの意見としては、述べておきたいと思います。

都市計画道路について、36ページ、37ページの記述については、いろんな工夫をされてきたかとは思いますが、私は修正があったかと思っておりますが、やはり都市計画マスタープランという市の大きな、この計画の中では、私は市としての方向性、きちんと示すべきだったと思っております。この記述には、都市計画道路の見直しには、はっきりとした問題になっている3・4・1号線、3・4・11号線については、いろんな図面にも載っていつてしまっているということからも、このままの計画、都市計画マスタープランとして、なかなか容認できないかなというふうに考えております。

そしてまた、ただ、この都市計画マスタープラン、20年ということではあるんですが、5年ごとの見直しというか、そういった部分もあると思っておりますので、ぜひ、その機会を使いながら、きちんとした見直しをしていただきたいと思います。5年ごとというのは、かなり、やっぱりちょっと長いなと思っておりますが、できるだけ、ほかの個別計画などとの関係もあると思うんですが、もう少し違う場、都市計画マスタープラン

自体の検証の場になると思うんですけども、長期基本構想ですね。審議会が、今後、継続的な審議会があるというような予定があると聞いておまして、そういうところを活用しながら、もう一つ、この上位計画、都市計画マスタープランの上位計画になると思うんですけども、この基本構想と合わせながら、少し都市マスについての検証をしていくとか、そういった機会などを使っていけないかということをご提案してみたいと思うんですが、これはどのぐらいになるか、お聞かせいただきたいと思っております。

そして、そういった中で、いろんな意見が、また改めていろいろ市民から出ていて、例えば、東小金井地域であれば、もう少し歴史・文化ということだけじゃなくて、表現的なものについても、芸術表現について、活用できるような、そういった場にしていきたいというような声をいただいていますけれども、そういった声を、声高に入れていただければと思っておりますが、策定委員も、これ、せっかく本当に長きにわたって、策定委員の方々、苦勞されてつくられてきたと思っております。この資料として、非常に詳しくつけられたということはよかったですと思っております。こういった様々な計画において、いろいろな計画それぞれなんですけど、そのつくられた策定委員というか、その委員会の方々の個別のコメントを載せているような計画も幾つかあるんですね。それぞれの計画を策定する中で、それぞれの委員会での御提案として載っていると思うんですが、こういった都市計画マスタープランが、せっかく20年という長い期間を見通しての計画ということもあるし、また長くかかるかというところもあって、そういった各委員のそれぞれの御意見を載せたような、そういったものもあってもよかったですかなというふうには思っています。これはちょっとなかなか今から言っても無理なんですけど、これも、そういった形で、個別の委員の方の顔が見えるような、そういった場所がつくっていくようなことを考えていただけるといいなということは意見として申し上げたいと思っております。

【宇於崎会長】 ありがとうございます。事務局、2点ありますけど、何かありますか。

【都市計画課長】 2点、御質問いただきました。まず1点目は、都市計画道路2路線についての御意見、御質問でございます。これにつきましては、これまでも御説明してきた内容と重複いたしますけれども、この2路線につきましては都市計画決定がされておまして、法的な裏づけを持った決定でございます。ということは、既にもう都市計画道路としての施行が法的に予定されているという路線でございます。また、第四次事業化計画がございまして、その中で必要性が認められておりますし、当該2路線につきましては

都施行ということもございまして、市が主体的に判断することができないような状況もございまして。また、都市計画決定につきましても、これは都決定路線でございまして、我々が主体的に都市計画を変更できる立場にないということもございまして。このような実情を踏まえまして、この当該2路線につきましても、市のマスタープランで賛否を明示するようなことはなかなか難しいということで、策定委員会や都計審でも御意見を頂戴しているところでございまして。このようなことから、今回はこのような表現とさせていただいているところでございまして。

続きまして、2点目でございます。長期計画の審議会、そこでの評価ということでございますけれども、これは常設の審議会を設置するというようなことも聞き及んでおりまして、そちらのほうでどのような審議会が設置されて、どのような評価を行うのかというのは、これから分かってくるとは思いますけれども、そういった評価も今後使える部分につきましては、当然、意識しながら使ってまいりたいと思っております。まずは情報収集と情報共有というものを図ってまいりたいと思っております。以上です。

【宇於崎会長】 ありがとうございます。この審議も、結構たくさん委員なんかいらっしやあって、こういう方々も御意見載せたらどうですかというようなお話もあったと思うんですけども、今からはちょっと難しいですかね。

【片山委員】 委員の方々の御意見というのは今からは難しいのであれですが、やっぱりこういった市民参加をどうしてしていくかということ、計画をつくる場合には、そういった、他の計画からも、御意見が出ているところもあるということなど参考にしながら、今後はそういった形をつくってもらいたいなというような、一応、意見としておきたいなと思っておりましたので、今からは結構です。

【宇於崎会長】 分かりました。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。邊見委員どうぞ。

【邊見委員】 邊見でございます。私、2点申し上げたいと思います。まず、これまでも議論を重ねてきて、ここにありますように策定の経緯ですね。108ページから9ページ、かなりこまめに議論していただいているな。この審議会もそうですけど、そんな印象を改めて持ちます。その上で、今回は分かりやすく絵柄を加えていたり、微修正なども加えているということで、いずれも言ってみれば妥当なもの、あるいは分かりやすくなったものと考えています。御苦労さまと申し上げたいと思います。諮問案に対しては賛成でありますということを改めて申し上げたいと思います。以上です。

【宇於崎会長】 ありがとうございます。賛成の御意見をいただきました。はい、水上委員、どうぞ。

【水上委員】 都市計画マスタープランの策定、お疲れさまでした。策定委員の皆さんも、努力されたことに敬意を表したいと思います。

随分質疑もしてきましたので、意見だけ申し上げておきたいと思うんですが、議会の各会派の意見は、たしか4月の策定委員会の資料として、ホームページにもアップされていますので、できたらご覧いただきたいと思うんですが、私たちがいろいろと訂正意見をお願いをして、随分取り入れていただいた部分もあったことは確かだと思いますので、その点は非常によかったなというふうに思っているんですが、ただ、やっぱり小金井として、命を守っていくということが非常に重要であるというのは、第5次基本構想の議論の中でも述べてきたところなんですけど、都市計画マスタープランにおいて、確かに自然と都市の調和とか、みどりを大切にすることというのは明記されてはいるんですけど、もっと積極的にみどりを守るという点では、もう少し小金井市としての方針を明確にすべきではないかというふうなことは意見として申し上げておきたいと思います。

あと、都市計画道路を含めた道路網の整備については、広域幹線道路については整備推進を要望しますというふうな形になっていまして、とりわけ五日市街道などでは、地元からの要望が基本的に今まで出てこなかったというところもあって、ここまでちょっと推進を要望するというやり方についてはどうなのかということは、以前述べてきましたし、都市計画道路については、見直すべきものは見直すという言葉は入ったんですが、全体として、都市計画道路全てを促進していくというような書き方でなかったように思っているんですね。そういう点からいうと、将来的な小金井市のまちづくりで禍根を残すということにもなりかねないというふうに考えております。これは会派の意見としても述べてきたところで、そのほかいろいろ意見は述べてきましたけれども、改めて、このみどりの問題と道路網の問題で、改めて意見として申し上げて、それを踏まえて、この都市計画マスタープランの案については態度を表明したいというふうに思います。以上です。

【宇於崎会長】 御意見2点いただきましたけれども、変えろということよりも、意見というふうに賜ればいいかなと思うんですが、それでよろしいですか。ありがとうございます。それでは承りました。ほかにいかがでしょうか。白井委員、どうぞ。

【白井委員】 まず、都市計画マスタープラン、ここまで策定に向けて非常に御尽力されて、お疲れさまでしたということです。議会もさんざん、中間報告に向けて、さんざ

ん意見も申し上げ、その上で反映いただいたところもあるし、残念ながら思うように反映
いただかなかったところもあるんですけども、おおむね小金井市のマスタープランとし
ては、書いてあること全てに対していいかどうかというのは抜きにして、おおむねいい形
になって、まとまったんじゃないかなと思いますし、かなり事務局も丁寧に市民と、あと
議会と対話されて、どうやって意見を反映させていくかみたいところに御尽力されたこ
とを見てきましたので、非常にお疲れさまといったところでございます。

その上で、意見だけで結構なので、述べていきますが、まず、道路の件。都市計画道
路の件については、もう既に何名の方からも意見は出ておりますが、十分ではないものの、
ここは多分、一番苦勞されたところだと思いますので、どういう書き方にするかというこ
ろ。最初の形からは大きく変わったような感じもあったので、納得はしないですけれど
も、致し方ないかなと思います。

ただ、やっぱり、そこにはいらっしやらないんですけど、西岡市長には、この辺、も
う少しはっきり言っていたきたいなと思ったので、それだけは申し上げておきたいと思
います。

あとは、行政のデジタルトランスフォーメーションのこととか、東小金井を創業のま
ちということで、もう少し特色を強めに出したらどうかという観点であったりだとか、あ
と、いろいろ、細かいところも含めて、反映いただいたところもありますので、ぜひ、こ
れを、絵に描いた餅ではなく、やっぱりこれはつくったところからスタートだと思います
ので、つくるのは大変だったと思いますが、やっぱりここからどう生かしていくか、こ
れをしっかりと、本当に行政としての背骨としてやっていくかというところが肝要だと思
いますので、完成して、策定して、ほっとするところかもしれませんが、これからどうこ
れを、例えば、行政の血とするとか、骨とするとかというところをどうしていくかとい
うところに、ちょっとまた改めて汗をかいてやっていただきたいなというところございま
す。

もう一つ、これは意見で終わりますので答弁はいらないんですけど、最後の推進体制
とか、この辺のまちづくりの実現のくぐりの第4章のところ、ここも、だから、これを
どう活用していくのかとか、みなしてどうするのかというところが書いてあります。ぶっ
ちゃけ、これが一番大事だと思いますので、中には市民協働、協働によるまちづくりの考
え方であるとか、それぞれの市民、事業者、行政の役割ということが書かれてありまして、
ここが本当に、それこそ絵に描いた餅にならないように。

結局、プランをつくっても、それを実行するのは人ですから、そこが肝要だということをお願いして、今後、これをどういうふうに使われるのか、しっかりとしたプランになることを私としても提案していきたいし、チェックしていきたいし、ほどよくしていきたいと思いますので、皆様も引き続きよろしくお願いいたします。

【宇於崎会長】 ありがとうございます。じゃあ、御意見を承ったということでもよろしいですかね。ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。安田委員。

【安田委員】 私はいろんなところで、あの辺、回っているのですが、今日は最後なので、ちゃんと意見を申し上げたいと思います。

全体的にここまでたくさん苦労して、ここまで完成して、全部の策定委員会、傍聴させていただきましたけれども、最後に委員長のほうから、これだけ水やみどりということがたくさん書いてあるマスタープランはないといったような意見、感想をおっしゃっていました。本当に小金井市にとって、水やみどりということが大切なんだなということを、大切に感じている方、本当に多いということ、それがマスタープランに本当に反映されているのではないかなと思っています。

それで、私がやっぱり一番気にしていますのが、都市計画道路の整備方針です。36ページ、37ページにあります。

そのページで、見直すべきものは見直していきますというふうに、全体を指して書かれたけれども、この必要に応じてというのが、一体いつになるのかということ、ちょっと確認させてください。

また、水上さんからもありましたけれども、広域幹線道路、3・1・6号線が五日市街道の拡幅となっています。五日市街道、図を見ますと、玉川上水でも道路になるような図になっておりますけれども、これは小金井桜の整備方針なんかも載っていますが、みどりは大切という観点からも、ちょっと外れているかと思うんですけれども、ここに整備推進を要望しますと書いてしまったのは、私、本当に、これは大分禍根を残すのではないかと思います。いかがでしょうか。

あと、11路線全部に関して、結局、一つ一つに関しての修正などは明記されなかったわけです。必要であるとか見直しとかということは、特にここでは判断を、市としての見解というものは書かれなかったということになります。平成24年のときに出されましたマスタープランでは、3・4・1号線は、国分寺崖線のみどりを勘案して、見直しを検討しますという、3・4・11号線は整備を推進しますといったようなことが書かれてい

て、なぜこういうふうに分かれたかということも、議事録を読んでも分からないといった、非常に不可解なマスタープランになっていたかと思います。

今回は、どのように、11路線ひっくるめて、見直すべきものは見直すということ、これはいいと思うんですけども、結局は何も判断しなかったということになったのかなと思っています。市内の道路、生活道路を含めて、都市計画道路、東京都の方針で、東京都が主導してやっている計画ではありますけれども、もちろん市内の大事な道路に係っていますので、また、本当に市として全部を整理するというのも、これから人口減少の時代ですし、東京都のほうも、これから未着手の幹線道路に関しては見直すといった方針を出されています。その中で、どうして本当にこんなにたくさんある、特に幹線道路に関しては、市としても、しっかりとした方針というものを、どこかで決めなければいけないのではないかと私は思うんですけども、そういった検討についてはいかがでしょうか。以上です。

【宇於崎会長】 ありがとうございます。御意見ですが、質問もありますね。必要に応じてというのは、いつ分かるというのと、いつ、市としての方針を示されるんだろうかというようなことかと思えますけれども、どうでしょうか。お願いします。

【都市計画課長】 まず1点目でございます。見直すべきものは見直す、その時期はいつなのかという御質問でございます。これにつきましては、なかなか現時点で、いつというふうに断定的に申し上げることが難しいと考えておりまして、この文章の中にございますように、社会経済情勢及び地域のまちづくりの変化などを踏まえということにしてあります。

先ほど申しあげましたように、当該2路線につきましては、都市計画決定がされていたり、必要性が認められていたり、都施行であったり、都決定路線であったりというような実情もございますので、現時点では、このようなことを踏まえる必要があると思っております。将来的には、その情勢ですとか、まちづくりの変化などがあれば、そういった機会を捉えてというふうに考えております。

続きまして、11路線について、市として方針を示さなければいけないのではないかと御質問でございます。これまでは事業化計画の際に必要性を確認して、優先順位をつけて、優先整備路線を決めてきたという経過がございます。今後につきましても、現時点では、一応全ての路線が必要性があるというふうに認識しておりますけれども、また、これから先も、その都度、必要性を確認して、その時点での必要性というのを検証しながら

ら、その時点で優先整備路線というのを決めていくことになるのかなというふうに思っております。以上です。

【宇於崎会長】 安田委員、よろしいでしょうか。

【安田委員】 はい。ちょっと、ここでやり取りするのもあれなので、遠慮して。このマスタープランが将来に禍根を残すものにならないかというふうに、私は少し心配しております。

すいません。ちょっと1つ言い忘れたんですけども、私全部傍聴し、一部は委員として参加したんですけども、今日のこの審議会の場もそうなんですけれども、皆さん、意見を言うときに、皆さんの顔が見えるような配置がいいんじゃないかなと私は思っていて、そのほうが意見が言いやすいという、活発な意見が出やすいんじゃないかなって。まちづくりサロンなども、いろんな意見を取り入れるということで、いろんな企画を立てていただいて、本当にたくさんの意見を聴取したかと思うんですけども、そのときに意見が言いやすい場の設定とか、ファシリテーションとか、そういった心遣いがすごく大事なんじゃないかなというふうに思ったんですけども、外部の業者の方をお願いして、そういう場を特に持っていただくということは多かったかと思うんですけども、やっぱり市民の意見を聞くときに、部局としても、そういうスキルを磨いて、皆さんから意見が出やすい、そういう場づくりにも、これからもうちょっと工夫が必要んじゃないかなというふうに思いました。これは意見で結構です。いろいろ言いたいことはあるんですけども、本当はマスタープラン、途中コロナがあったりとかして、本当、大変だったかと思えます。その御尽力は本当に感謝いたします。以上で終わります。

【宇於崎会長】 ありがとうございます。市の職員もスキルを磨いてくださいと言われましたので、頑張りましょうね。ほかにいかがでしょうか。多くの意見はいただきましたけれども、直接的に中身を変えるという話では、今はないという判断をいたします。

御意見ないというふうに判断いたしますので、私からちょっと気になった点を3つぐらい申し上げたいと思います。中身をこうしなさいという話というよりも、文章をもうちょっと再検討して、てにをはを直すほうがいいんじゃないかなというような話です。

最初に申し上げましたが、このマスタープランは市がやるマニフェストということで、市が主語になります。64ページのところに、先ほど白井委員からちょっとありました行政のDXの推進についてというところですが、市が主語なのに、行政のDXというの、ちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですね。これ、行政のDXというと、例

えば、行政内のデジタル化とか、デジタルサービスの推進とか、そういう話に聞こえてしまって、中身とちょっと乖離しているような気がするんですね。ですので、その部分をちょっと見直したほうがいいかなというのが1つ目。

これは最後のところなのですが、106ページのところで、PDCAサイクルを回して、これから管理していきますよという話、これは最近、どこでもやっている話なのですが、もちろん大学でもよくあるんですけれども、最後の絵ですね。見直しのところ。この見直しのところに3行書かれているんですが、ちょっとこの3行が、これでいいのかなという話です。

その下、前はチェックを受けて、チェックでやってきたことを自己評価をして、まず良かったとか、よかったとか、これ、次、検討しなきゃいけないとかということを受けてアクション。次の策定につなげるということですから、その辺のもの、外的要因だけじゃなくて、自己評価による課題の発見、そういうことを入れて、次に回さなきゃいけないというふうに私なんかは理解をするんですけれども、その点、どうかということです。

こういうところを含めて、これから、皆さんから御意見いただきましたけれども、冊子になって、市民に配られることになりますので、最後に文章チェックですね。てにをはとか、誤字・脱字、ないと思います。策定委員の先生方、何度も見ていただいたと思いますので、安心はしているんですけれども、もう一度、事務局として、最後に御検討いただくということではできないかということをお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

どうぞ。

【都市計画課長】 3点、御質問いただきました。まず1点目の行政のDXというくりでございます。それにつきましては、先生の御指摘とおりだなと認識しておりますので、行政のという部分を削除するという検討をさせていただきたいと思います。

次に2点目、106ページの進行管理のところでございます。ここにつきましても、外的要因だけではなくて、点検・評価というものにつきましても加筆の検討をさせていただきたいと思います。

最後に、御意見、御質問いただきました最終的な確認、最後、全ページについて、校正や校閲についてはしてまいりたいと思っております。以上です。

【宇於崎会長】 ありがとうございます。では、よろしく申し上げます。これで質疑は終了することになると思いますけれども、御異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

【宇於崎会長】 特にないようですので、質疑を終了いたします。それでは、案件（3）小金井市都市計画マスタープラン（案）について（諮問）は案のとおり、答申することについて賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

【宇於崎会長】 多数ということで、決定をいたします。案のとおり可決された旨の答申を審議会として市に出させていただきます。本日本日予定している案件は終了いたしました。事務局から何かございますでしょうか。

【都市計画課長】 それでは、事務局から2点、連絡事項がございます。1点目は、前回の審議会でも御案内しております個人番号と氏名を記入した給与所得の源泉徴収表をまだ提出しておらず、本日お持ちの方がいらっしゃいましたら、審議会終了後に、職員まで提出をお願いいたします。

2点目は、次回の都市計画審議会についてでございます。第3回都市計画審議会は11月に開催予定でございます。次回の案件は、中間処理場の施設整備に伴うごみ処理施設の変更及び用途地域の変更を予定しております。開催日の1か月前には開催通知をお送りいたしますので、御確認ください。

また、平成28年10月1日より本審議会の会長に就任していただいております宇於崎会長でございますが、9月30日をもって任期満了になります。宇於崎会長には、6年間にわたりまして小金井市の都市計画行政に御尽力賜り、大変お世話になりました。本当にありがとうございました。最後に、宇於崎会長から何か一言いただければと思います。

【宇於崎会長】 ということで、任期満了、お役御免ということになりました。今回、最後の審議会出席ということになりますので、この場をお借りして、審議会に御協力をいただきました皆さんに御礼を申し上げて、私の退任の挨拶にさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

それでは、本日の審議は全て終了いたしましたので、都市計画審議会を閉会いたします。本日は、円滑な審議に御協力いただきまして、どうもありがとうございました。

— 了 —